

臨時代理報告第3号

鳥栖市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

鳥栖市教育委員会事務局組織規則について、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月12日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

鳥栖市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案の概要

- 1 改正の理由
鳥栖市職員の職の設置に関する規則の改正に伴い、規則を改正するもの
- 2 改正の内容
第4条に総務主査、主任、主事、主任技師及び技師を追加する
- 3 施行日
令和5年4月1日

鳥栖市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥栖市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教育規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(部長等の設置)</p> <p>第4条 部に部長、課に課長、係に係長を置き、必要により部に理事、次長及び副理事、課に参事、課長補佐、主幹、<u>主査及び主任</u>を置くことができる。</p>	<p>(部長等の設置)</p> <p>第4条 部に部長、課に課長、係に係長を置き、必要により部に理事、次長及び副理事、課に参事、課長補佐、主幹、<u>総務主査、主査、主任、主事、主任技師及び技師</u>を置くことができる。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

